

財務省告示第三百九十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年九月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百八 十二回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金積 立基金管理運用独立行政法人に寄 託された資金による引受け	額面金額で千六百四十三億円	千六百四十億二千六十九万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年九月二十日

発行価格

額面金額百円につき九十九円八

十一
初期利率

十三年
年一・七パーセント
平成十九年三月二十日を

十二
初利率

と、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三
第二期以後の利息

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい

十四
償還期限

平成二十八年九月二十日

十五
償還金額

額面金額百円につき百円

十六
払込期日

平成十八年九月二十日

十七
払込期日

平成十八年九月二十日